

4 労働争議の解決状況

(1) 解決方法別の状況

令和元年の「総争議」268件のうち、令和元年中に「解決又は解決扱い」になった件数は208件（総争議件数の77.6%）となっており、「翌年への繰越」は60件（同22.4%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が45件（解決又は解決扱い件数の21.6%）、「第三者関与による解決」が62件（同29.8%）、「その他（解決扱い）」が101件（同48.6%）であった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が59件（同28.4%）で最も多かった。（第7表）

第7表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は解決扱い		労使直接交渉による解決		第三者関与による解決			その他 ²⁾ （解決扱い）			翌年への繰越
					第三者 ¹⁾ 関与あり	労働委員会関与	あっせん	調停	仲裁			
件数（件）												
平成27年	425	361		60	29	129	127	123	4	-	172	64
28	391	328		46	21	115	114	109	4	1	167	63
29	358	298		42	14	101	101	98	3	-	155	60
30	320	255		34	19	83	83	77	6	-	138	65
令和元年	268	208		45	26	62	62	59	3	-	101	60
構成比（%）												
平成27年	100.0	84.9	(100.0)	(16.6)	(8.0)	(35.7)	(35.2)	(34.1)	(1.1)	(-)	(47.6)	15.1
28	100.0	83.9	(100.0)	(14.0)	(6.4)	(35.1)	(34.8)	(33.2)	(1.2)	(0.3)	(50.9)	16.1
29	100.0	83.2	(100.0)	(14.1)	(4.7)	(33.9)	(33.9)	(32.9)	(1.0)	(-)	(52.0)	16.8
30	100.0	79.7	(100.0)	(13.3)	(7.5)	(32.5)	(32.5)	(30.2)	(2.4)	(-)	(54.1)	20.3
令和元年	100.0	77.6	(100.0)	(21.6)	(12.5)	(29.8)	(29.8)	(28.4)	(1.4)	(-)	(48.6)	22.4

注：（ ）内は、「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。

- 1) 「労使直接交渉による解決」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
- 2) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議（本調査では、第三者関与による解決に含まれない。）、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等が含まれる。

(2) 労働争議継続期間別の状況

労働争議の解決状況を労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、「91日以上」が66件（解決件数の31.7%）と最も多く、次いで「30日以内」が53件（同25.5%）、「31日～60日」が47件（同22.6%）であった（第8表）。

第8表 労働争議継続期間別解決件数及び構成比

	計	30日以内					31～60日	61～90日	91日以上
		1～5日	6～10日	11～20日	21～30日				
解決件数（件）	208 (255)	53 (75)	5 (15)	7 (7)	16 (26)	25 (27)	47 (68)	42 (50)	66 (62)
構成比（%）	100.0 (100.0)	25.5 (29.4)	2.4 (5.9)	3.4 (2.7)	7.7 (10.2)	12.0 (10.6)	22.6 (26.7)	20.2 (19.6)	31.7 (24.3)

注：（ ）内は、平成30年の数値である。